

令和4年11月15日

会派視察 報告書

市政創造クラブ 岩阪雅文
渕上茂樹

令和4年11月7日（月）から11月9日（水）まで、静岡県藤枝市、長野県上田市に会派視察を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

11月7日（月）

静岡県藤枝市 産業振興部 農林基盤整備課

◇ 藤枝市有害鳥獣減容化施設

1. 説明概要（別添のとおり）

※施設外観…右のシャッターから搬入。 ※説明の様子



※捕獲物を黒い運搬トレイに入れる（後ろは冷蔵庫）※トレイをリフトアップし減容庫へ



※減容庫

※減容庫を覗き込む



※減容庫内のローター



※減容庫内のおがくず廃棄用



2. 質問事項

① 減容施設を設置した経緯について

有害長寿による農作物被害を軽減するため、獣友会等による捕獲を推進していますが、捕獲後の埋設処理による身体的負担が大きな課題となっていました。そこで、減容化施設を設置することでその負担を軽減し、捕獲者の捕獲意欲を向上につなげ、更なる農作物被害軽減を目的に本施設を設置した。

② 減容施設の設備状況（建設費及び補助・処理能力）について

R2 減容化処理建設

- ・設計業務委託料、土質調査業務委託料、建屋工事費、備品購入費（減容化処理装置、冷蔵庫）・・・69,305千円

R3 前室増設工事（搬入時の臭気防止のため）

- ・設計業務委託、建屋工事費・・・10,219千円

③ 減容化施設のメリット・デメリットについて

《メリット》

- ・捕獲個体を持ち込むだけで処理ができるので、捕獲者の負担が大きく減少する。
- ・焼却処分と比較して二酸化炭素が排出されないので環境によい。
- ・焼却処分と比べて燃料が必要とならず、年に1度のおがくずと微生物の交換のみでランニングコストが安く済む。
- ・豚熱ウイルスは71℃以上の熱で不活性化すると農研機構が示しており、処理装置内の温度が80℃以上に保たれる減容処理装置は豚熱対策にも有効である。

《デメリット》

- ・処理頭数が多いと施設内の臭気が強くなる。
- ・1日の処理能力が160kgまでなので、一度に大量の個体が搬入されると投入日数をかける必要がある。

④ 施設の組織と運営状況について

- ・藤枝市農林基盤整備課が所管

- ・施設の維持管理業務については、藤枝市内における一般廃棄物の収集・運搬の入札参加資格を有する業者と業務委託契約を結ぶ。

- ・委託業者の作業員が施設の開所時間に常駐し、搬入の受付や施設内の清掃業務等を行う。

- ・開所については、令和4年度は、月曜日（9時～13時）、水・金曜日（13時～17時）、加えて4～10月までは日曜日（9時～13時）も開所、年間185日の開所

◎減容化処理での処理実績

- ・令和3年度（合計 176 屠体）

イノシシ：122頭、カモシカ：8頭、ニホンジカ：9頭、サル：4頭、ハクビシン：33匹

- ・令和4年度（9月現在）（合計 287 屠体）

イノシシ：111頭、カモシカ：6頭、ニホンジカ：23頭、サル：113頭、ハクビシン：34匹

⑤ 施設の運転経費の負担について

施設の維持管理費は、全て市農林基盤整備課が負担する。

令和4年度 維持管理費予算・・・6,200千円

消耗品費（施設消耗品）：250千円、光熱水費（電気・水道）：1,650千円、

手数料（臭氣・排水検査、浄化槽法定検査、微生物交換手数料）：1,070千円

機械警備委託料：129千円、施設維持管理委託料（浄化槽・施設）3,101千円

⑥ 捕獲後の搬出・処分方法について

- ・減容化施設で処理する場合は、捕獲個体を屠体袋に入れて施設に持ち込む。

・減容化施設以外での処分方法は、埋設・自家消費・民間の処理加工施設への持ち込みがある。

- ・埋設については、捕獲者個人で埋設場所を見つけて埋設作業を行う。

- ・自家消費で出た皮や内臓などの残渣については減容化施設で処分も可能。

- ・藤枝市内にある民間の処理加工施設「尾州真味屋総本舗」へ持ち込む捕獲者もいる。

⑦ 年間の捕獲頭数と処分の内訳について

令和元年度～3年度イノシシの捕獲頭数と処分の方法

◎令和元年度

捕獲方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
埋設	16	13	12	73	133	145	96	19	10	12	21	22	572 70.4%
解体	22	24	22	34	40	47	27	4	5	5	5	5	240 29.6%
自家消費	14	13	15	24	22	38	21	4	5	5	5	5	171 21.1%
食肉施設	8	11	7	10	18	9	6	0	0	0	0	0	69 8.5%
計	38	37	34	107	173	192	123	23	15	17	26	27	812 100.0%

◎令和2年度

捕獲方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
埋設	4	13	5	7	7	6	40	19	6	8	3	3	121 58.7%
解体	2	2	6	7	2	9	13	12	8	10	5	9	85 41.3%
自家消費	2	2	6	7	2	9	13	12	8	10	5	9	85 41.3%
食肉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0.0%
計	6	15	11	14	9	15	53	31	14	18	8	12	206 100.0%

◎令和3年度

捕獲方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
埋設	1	1	1	13	21	11	7	1	1	0	0	0	57	21.3%
解体	8	12	10	11	13	16	14	11	9	11	12	13	140	52.4%
自家消費	8	8	4	6	13	10	11	10	9	11	11	12	112	41.9%
食肉施設	0	4	6	5	0	6	3	1	1	0	1	1	28	10.5%
減容化施設	4	1	0	7	4	23	16	5	2	2	1	5	70	26.2%
計			14	11	31		50	37	17	12	13	19	267	100.0%

⑧ 狩猟者への報酬等について

◎市報奨金

- ・イノシシ：(100cm 以上) 10,000 円 (11月～2月は 3,000 円)
- ・イノシシ：(100cm 未満) 5,000 円 (11月～2月は 1,500 円)
- ・ニホンジカ：10,000 円 (11月～2月は、3,000 円)
- ・ニホンザル：20,000 円
- ・ハクビシン、アナグマ、タヌキ：3,000 円 (11月～2月は 1,500 円)
- ・カラス：500 円

◎国庫補助金（鳥獣被害防止総合対策交付金：緊急捕獲活動支援事業）

- ・イノシシ成獣：7,000 円 (減容化施設で処理した場合は、8,000 円)
- ・イノシシ幼獣：1,000 円
- ・ニホンジカ成獣：7,000 円 (減容化施設で処理した場合は、8,000 円)
- ・ニホンジカ幼獣：1,000 円
- ・ニホンザル成獣：8,000 円
- ・ニホンザル幼獣：1,000 円
- ・ハクビシン、アナグマ、タヌキ：1,000 円
- ・カラス：200 円

◎県豚熱対策イノシシ捕獲促進事業

- ・イノシシ：7,000 円 (成獣・幼獣区分けなし)

⑨ 施設の利用者の利用料負担について・・捕獲者からの利用料は徴収しない。

⑩ 搬入者の制限について

- ・施設を利用できるのは、市から有害鳥獣捕獲許可が出ている捕獲者で、搬入個体も捕獲許可が出ている個体。
- ・捕獲者は施設に搬入する際に、許可証を作業員に提示し確認する。
- ・「狩猟」で捕獲した個体は搬入の対象外
- ・道路等で死亡しているイノシシやシカ等は焼却場での処分が難しいため、市生活環境課が回収し減容化施設で処分することもある。

⑪ 1日当たりの処理能力について（分解に要する日数、1日の限界投入頭数等）

- ・処理装置のメーカーからは、一日当たり 160kg の処理能力が有ると聞いている。
- ・地元住民との協議の結果、臭気の影響がなるべく出ないように、一日当たり 100kg を限度として個体の投入を行っている。

⑫ 持ち込みを処理できない場合について

- ・一日の投入量が 100kg を超えた場合は、冷蔵庫で保管し次の開所日に投入している。

(13) 職員の資格等について、また、職員技術研修について

- ・地元住民との協議の中で、施設に常駐する作業員については、一般廃棄物を取り扱っている業者が衛生的に管理ほしい、と要望を受けたので、市の入札参加資格で一般廃棄物の収集・運搬を取得している業者に作業を委託している。
- ・特殊な操作を必要とする装置ではないので技術研修は行っていない。
- ・農林基盤整備課でマニュアルを作成する他、開所初年度は処理装置メーカーの芹沢微生物研究所から定期的に指導を受ける。

(14) 減容化した後の処分方法について(肥料(ぼかし肥料)などに加工して堆肥化について、また、引取先、販売先の確保について)

- ・年に2度装置内のおがくずの交換作業を行い、交換後のおがくずは焼却処分しております。
- ・シカを原料とする肥料及び飼料は、平成13年に国内で牛海綿状脳症(BSE)が発生して以降、牛への誤飲や流用を防止する目的から、肥料・飼料の製造工場からの出荷に関して、農林水産省による一時停止要請が継続されているため、シカを処理している場合は肥料化することができないこともあり焼却処分している。

3. 所 感

有害鳥獣対策は全国的な課題であるため、減容化施設を設置した経緯について、最初に質問した。藤枝市は、有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、獵友会など捕獲者による捕獲を推進していますが、水俣市同様に捕獲後の埋設処理による身体的負担が大きな課題となっていました。そこで、藤枝市は減容化施設を設置することでその負担を軽減し、捕獲者の捕獲意欲を向上につなげ、更なる農作物被害軽減を目的に設置されておりました。

施設の建設問題では、建設費用が約二分の一補助と市費となっておりますが、水俣市は過疎債で対応できるものと思われます。

臭いが発生するため建設位置の周辺に配慮が必要となること、運転経費について令和4年度年間維持管理費予定が620万円となっていること、減容化した後の処分の方法が肥料、飼料にできず焼却処分としていること等が気なるところではあります。

しかしながら、捕獲個体を持込むだけで処理ができるので、当初の目的である捕獲者の負担軽減につながっている。

1日当たり100kgを投入し機械の能力を抑えることで機械の消耗減と寿命を延ばしている。また、周辺の臭気対策も兼ねていた。

捕獲後の処分方法は、全国的な課題であり、ジビエ、飼料(ペットフードも含め)、肥料、または焼却、減容化等の対策の検討をすべきことで、今回の藤枝市の減容化施設を見ること、聞くことで課題を考える事が有意義な視察であった。

11月8日（火）13時30分より

長野県上田市

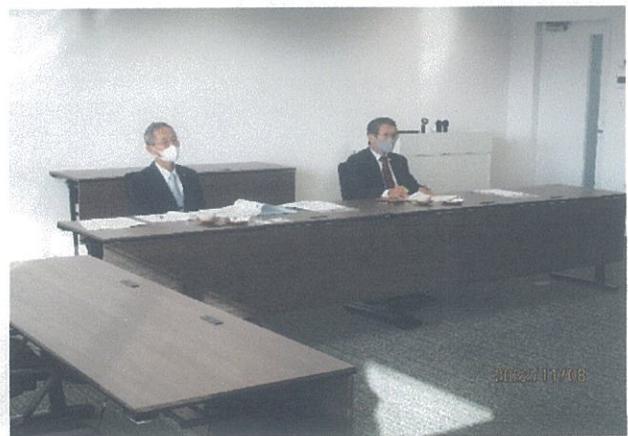
対応者：議会事務局 竹村一寿（次長）、田中 大（主査）

政策企画課 平田佳久（課長補佐）堀内拓郎（学園都市推進室 室長補佐）

◇SDGsの取組について

1. 説明概要（別添のとおり）説明者：政策企画課 平田佳久（課長補佐）

学園都市推進室 堀内拓郎（室長補佐）



2. 質問事項

(1) 総合計画と「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一体化について

- 策定目的…人口減少や超高齢化が急速に進展する中で、人口減少を抑え、バランスの取れた人口構造を目指すための施策を構築するとともに、地域社会の維持・活性化に向けた施策をさらに深化、展開を図る。(R3年度から、後期まちづくり計画と一本化)

(2) 総合計画へのSDGsの反映について

- 「後期まちづくり計画に掲げる施策とSDGsの紐づけ」…市の施策にSDGsのグローバルな課題解決を目指す目標を関連付け、持続可能な都市経営に努めるとともに、施策の実現に向けた方向性として捉え、それぞれの分野間で目的を共有し、市民・NPO・企業などの幅広い関係者との協働・連携により施策を推進している。
- 基本構想（まちづくりビジョン）…「基本理念」「将来像」「大綱」の策定
- 基本計画（まちづくり計画）……まちづくりビジョンの「大綱」に沿って立案する具体的な施策と特に重点的かつ横断的に取り組む「重要プロジェクト」を設定する。
- 実施計画……「まちづくり計画」の施策に沿って立案する具体的な内容。

(3) 庁内におけるSDGs取組体制について

- 庁議を基本とした全庁体制でSDGsの推進を図る。
- このほか、「上田市スマートシティ化推進本部」「上田市ゼロカーボンシティ推進本部」がある。
- 5つの重点プロジェクト…時代の潮流や上田市を取り巻く背景や課題・展望を踏

まえ、計画期間中に、特に重点的に取り組む5つの視点を「重点プロジェクト」として位置づける。

① 市民協働推進 プロジェクト

市民・地域コミュニティ（自治会、市民活動団体など）事業者、行政などが役割分担のもとに協働し、まちの魅力と総合力を高める。

② 人口減少・少子化対策 プロジェクト

働く場の創出、子育て支援、移住定住促進など、人口減少に歯止めをかける施策を推進し、活力あるまちづくりを進める。

③ 健幸づくり プロジェクト

市民一人ひとりが幸福を感じ、心身ともに暮らす事ができるまちを目指す。

④ 子育て支援 プロジェクト

将来を担う子どもたちがこころもからだも健やかに成長できるまちづくりを進める。

⑤ 最先端技術活用 プロジェクト

人口減少・少子高齢化社会に対応した“AI” “IoT”などの最先端技術を暮らしや教育、産業などに最大限活用し、持続可能なまちづくりを進める。

(4) 市民への周知、行動計画について

- 上田市は、昭和、平成の合併後も、自然や文化などそれぞれの地域の特色や個性を生かしながら、将来の発展に向け、地域が取り組むまちづくりの方向性を総合計画中に位置づけ、地域内分権の推進を図ることとしている。
 - ・令和4年度から9の地域（地域協議会）を5の地域（地域協議会）とする。
 - ・地域協議会の下部に各自治会が組織されている。
 - ・各地域協議会に「地域が目指すまちづくりの基本的方向性」が定められている。

(5) S D G s の学校教育での取組について

- 平成31年度（令和元年度）に「地域を学び、地域に愛着を深める教育」として、信州上田学、ふるさと学習、ふるさと上田先人顕彰事業を策定
- 令和2年度に教育大綱及び第3期教育支援プランの策定に取り掛かる
計画期間を後期まちづくり計画期間に合わせ、分野別施策（学校教育、日本遺産）に取り入れる。
- 「信州上田学」について

<趣旨>

令和元年度から「持続可能な地域づくり」を目指し、地域に脈々と受け継がれてきた歴史・文化・自然・風土・産業等を「学び」、地域に対する誇りと愛着を「育む」ことで、シビックプライド（都市に対する市民の誇り）を持って自分事のまちづくりを行う人材を創出する事業

- ・地域住民には、「住み続けたいと感じられる地域づくり」
- ・地元学生には、「この地域を作っていくこうとする人づくり」や「上田に帰ってきたいと感じる人づくり」
- ・地元を離れた人には、「地域を思い続ける人づくり」

<3つの事業を柱とした展開>

① ライフステージに応じた学び

幼保小中高それぞれの地域学等に関する出前講座を実施

② 長野大学での信州上田学の推進

・「信州上田学講座」実施と、企業や関係団体との連携調整

③ 上田未来会議の開催

・学生など若者を含めた「上田市の未来を語り合う場」を設定

3. 所 感

総合計画と SDGs の関連性・紐づけは水俣市の取り組みと基本的には変わらないと感じた。

府議を基本として全庁的に取組は水俣市と変わらないと思うが、上田市スマートシティ化推進本部、上田市ゼロカーボンシティ推進本部などの特化した取り組みが行われており、スマートシティ化推進においては、スマートシティ化推進パートナー制度による公民連携で推進するため協働して取り組む企業・団体等ができている。

自治体の組織づくりに見るところがあり、地域自治会の上に幾つかの自治会を取りまとめる地域協議会が組織されており、将来の発展に向けた「地域の特性と発展の方向性」が示されていた。

また、スマートシティ化に向けた各種の事業を公民連携で推進するため、協働して取り組む企業・団体等が「上田市スマートシティ化推進パートナー」として数多く登録されて市への施策提案やソリューションが図られていた。

上田市では総合計画（まちづくり計画）・SDGs の学校教育の分野での「信州上田学」を幼保小中高で地域学を学ぶことにより上田市の未来を支える人づくりを行なおうとしていた。

上田市は、地域にもリーダーがいて、企業もリーダーを出して市に協力・協働する体制が整っていた。

1. 第3期上田市教育支援プランについて

上田市の第3期教育支援プランは、平成28年に令和2年度を目標とする第2期上田市教育支援プランを策定し、学校、家庭、地域住民の連携の下、教育行政を推進してきた。

今回の総合計画「上田市第2期総合計画 後期まちづくり計画」及び「上田市教育大綱」の趣旨を踏まえながら、改めて本市の教育施策の方向性を示すものとして、第3期教育支援プランをまとめたものである。

これは市長部局と教育委員会が協同して策定したものである。そのことは総合計画と同様、SDGs を踏まえた施策の推進を掲げており、第3期上田市教育支援プランにおいては、17のゴールのうち目標4「質の高い教育をみんなに」を中心として特に関連する次の目標を踏まえている。

2. 信州上田学について

信州上田学については、質問項目にはなかったが上田市独自の学問方式で、令和元年度から「持続可能な地域づくり」を目指し、地域に脈々と受け継がれてきた歴史、文化、自然、風土、産業等を「学び」地域に対する誇りと愛着を「育む」ことでシビックプライドをもって自分のことの街づくりを行う人材を創出する事業のことを言う。

- ・地域住民には、「住み続けたいと感じられる地域づくり」

- ・ 地元学生には、「この地域をつくっていこうとするひとづくり」や「上田に帰ってきたいと感じる人づくり」

- ・ 地元を離れた人には、「地域を想い続ける人づくり」

＜3つの事業を柱とした展開＞

- ① ライフステージに応じた学び

幼保小中高それぞれの地域学などに関する出前講座を実施

- ② 信州大学などでの信州上田学の推進

「信州上田学講座」実施と、企業や関係団体との連携調整

- ③ 上田未来会議の開催

④ 学生など若者を集めた「上田市の未来を語り合う場」を設定このことをもって、上田市教育大綱や第3期上田市教育支援プランに生かされている。

以上から、現市長の公約として打ち出されている、教育に対する理念の一端が伺えた。

また、平成27年から総合教育会議が設置され、市長として教育に対する考え方を述べられるようになった。

以上